

みんなで子育てを見守りましょう

11月は「児童虐待防止推進月間」です

「しつこくとして。。。」「子どものために。。。」「子どものことを思いつて行動したつもりでも、子どもが傷ついているならば、それは「虐待」です。」



虐待は特別なことではなく、どの家庭でも起こりうることです。子育ての不安や悩みは誰にでもあり、子育てを頑張りすぎることや虐待をしてしまう保護者もいます。

地域で出会う子育て中の親子に、やさしいまなざしをお願いします。赤ちゃんと微笑みかけたり、困っている親子を見かけたら声を掛けるなど、そんな些細なあなたの行動が、子どもを守るとともに、子育て中の保護者の心の支えになることがあります。

子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずにご相談ください。また、子どもの泣き声がいつもと違うな、最近子どもの様子が変わったなと思ったら、まずは電話でご相談ください(連絡をした方の秘密は守られます。匿名でも構いません)。

連絡・相談先(電話は24時間対応)

♥ 児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(イチハヤク)

♥ 市家庭児童相談室

☎ (30)7830(ナヤミゼロ)

「ご存じですか？」

「乳幼児揺さぶられ症候群」

赤ちゃんが泣き止まず、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ますが、決して激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんは激しく揺さぶられると、首の筋肉が未発達なために脳が衝撃を受けやすく、重い障がいが残ったり、場合によっては命を落とすこともあります。

どうしても泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な場所に寝かせ、まずは自分をリラックスさせましょう。

女性に対する暴力をなくしましょう

暴力のない社会を目指して

毎年11月12日～25日の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。また、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

暴力は人権侵害です

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者や内縁の夫、婚約者、恋人などからの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し尊厳を踏みにじる行為です。この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをしていきましょう。

一人で悩まず、ご相談ください
あなたを支える人は必ずいます

女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。一人で悩まず、まずは相談ください。女性の相談員があなたの相談にのります(秘密厳守)。また、被害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。



「女性に対する暴力根絶」のシンボル パープルリボン

相談窓口

相談機関	電話番号	相談受付時間
日光市女性相談ほっとライン	30-4140	月曜～金曜日 8:30～17:15
とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム	028-665-8720	月曜～金曜日 9:00～20:00 土曜・日曜日 9:00～16:00
認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	月曜～金曜日 9:00～17:00
栃木県警察本部県民相談室	028-627-9110 または #9110	月曜～金曜日 8:30～17:15 時間外は警察本部当直で対応
(性被害)とちぎ性暴力被害者 サポートセンター(とちエール)	028-678-8200	月曜～金曜日 9:00～17:30 土曜日9:00～12:30 緊急医療のみ22:00まで受付
(性被害)栃木県警察性犯罪 被害者相談電話	028-627-2070 または #8103 (ハートサン)	月曜～金曜日 8:30～17:15 時間外は警察本部当直で対応

※緊急を要する場合は、110番通報をしてください